

# 2026 御殿場夏まつり歩行者天国 届出要項

1. 申込受付日時 **6月1日(月)～6月26日(金) 必着** 申込み先: **出店者(書類記入) → 地域責任者**
  - ① 下記のとおり、必要な書類を**地域責任者**へ提出下さい。
  - ② **地域責任者が対応できる枠に限りがあるため、事前に別紙カレンダーのご確認とお電話等で調整して下さい。**
  - ③ 書類チェックに時間を要しますので、時間に余裕をもって地域責任者のもとへ伺って下さい。
  - ④ **書類に不備がある場合は、実行委員会よりご連絡させていただきます。予めご承知おき下さい。**

## 2. 申込書類

- ① 金銭の授受が発生する出店者と発生しない出店者(バンド演奏など成果を披露するもの)で申請書類が異なります。よく内容をご確認いただきお間違いのないようご提出下さい。
- ② 実行委員会が必要と認める場合、追加で書類をご提出いただく場合があります。予めご了承ください。

### ★金銭の授受が発生する方

- ① 実施届出書(様式 1-1) ② 誓約書(様式 1-2) ③ 露店等配置図届出書(様式 3) ④ チェックシート
- ⑤ 従事者名簿(様式 4) \*身分証明書の写しは顔写真付きで**両面コピー**してご提出ください。
- ⑥ 従事者の身分証明書添付台紙(様式 5) 運転免許証・マイナンバーカード・顔写真+公的証明書 ※官公庁発行のもの

### ★飲食物の販売事業者 ①～⑥に加えて

- ⑦ 飲食店営業(露店等)許可のコピー もしくは **営業届出のコピー**
- 保健所の指導により届出対象外の商品を販売する場合でも営業届出をご提出下さい。

### ★金銭の授受が発生しない方(バンド演奏など成果を披露するもの)

- ① 実施届出書(様式 2-1) ② 誓約書(様式 2-2) ③ 露店等配置図届出書(様式 3) ④ チェックシート

## 3. 出店者事前説明会について

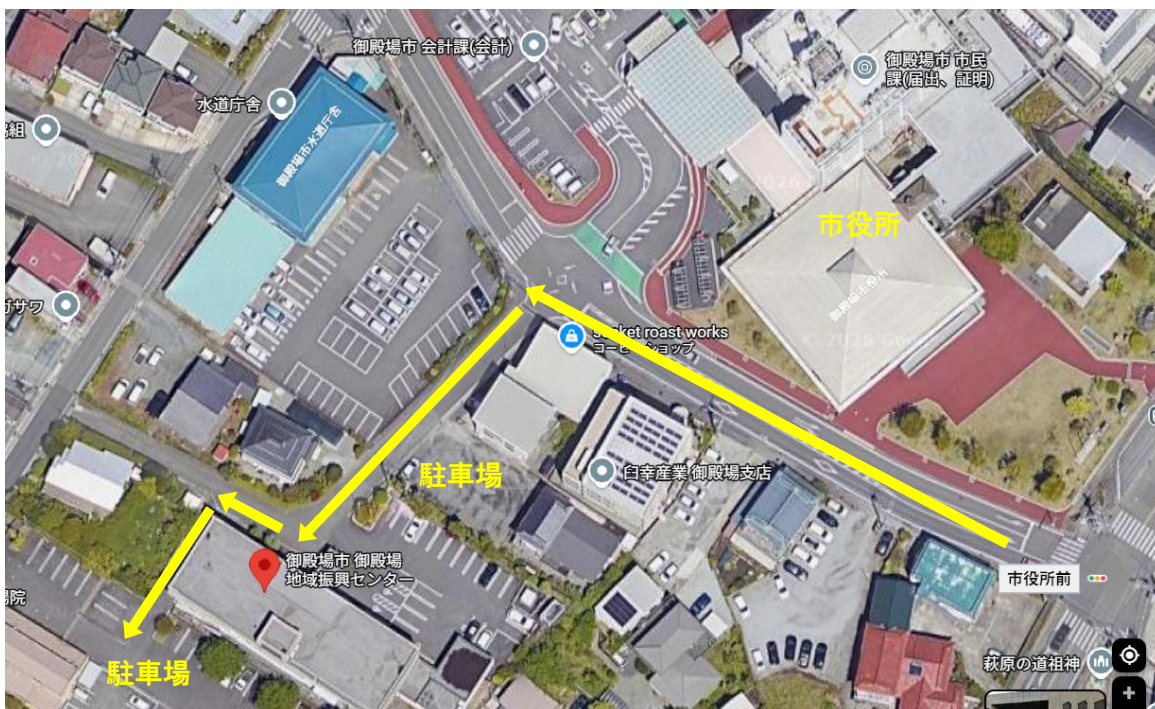
- ① 以下の日時で合計 4 回開催しますのでいずれかの日時に 1 回必ずご参加下さい。

- ② 出店者事前説明会に出席しない場合、届出済証をお渡ししません。

**市民会館ではありません。  
ご注意ください！**

開催日時

- i) 7月21日(火) 14:00～ 御殿場地域振興センター ii) 7月21日(火) 19:00～ 御殿場市商工会館
- iii) 7月22日(水) 14:00～ 御殿場地域振興センター iv) 7月23日(木) 14:00～ 御殿場地域振興センター



\* 参加人数調整により  
第 2 希望になる  
可能性があります。

\* 説明会参加人数は  
基本 1 事業所 1 名。

#### 4. 実施日時と区間

- ① 8月1日(土) 17:00～20:30 (催事や販売終了時間)  
県道沼津小山線 市役所北交差点 ～ 杉原交差点
- ② 8月2日(日) 17:00～20:30 (催事や販売終了時間)  
県道沼津小山線 湯沢交差点 ～ 森之腰交差点(米山モータース)交差点

#### 5. 申込資格

- ①土地の所有者の許可を得て、且つ必要な各種許認可を所持し原則として業として営んでいる方
- ②静岡県暴力団排除条例に定める団体と関係のない(以下に該当しない)方  
〔暴力団・暴力団員・暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者・暴力団関係企業〕  
暴力団と密接な関係を有する者・暴力団等反社会的勢力に利益を供与する者

#### 6. 申込時点の注意

- ①法律、条令等の法規命令または公序良俗に反するような内容での出店は出来ません。
- ②出店場所は出店者の責任において所有者と協議の上、借用して下さい。(主催者にて出店場所の斡旋はしません)
- ③安全なまつり運営のため、歩行者天国区間内の事業者による自社店舗前販売等も申請のご協力お願い致します。
- ④歩車道は原則出店できません。駅通り・マイロード・宮前の一部のみ道路への出店を認めています。  
対象地域の道路上に出店予定の方は、必ず別紙「私有地以外の道路上の出店について」をご確認下さい。
- ⑤出店場所、販売品目、価格等の調整等は実行委員会では一切いたしません。
- ⑥1店舗につき、1部届出が必要です。複数店舗を1部の届出で申請することは出来ません。
- ⑦発電機や調理器具等の対象火気器具等を使用する場合は、消火器の設置箇所を記載して下さい。
- ⑧くじ引きなどは政令・条例違反になる場合があります。必ず確認した上で、お申込み下さい。
- ⑨届出書は、安全管理のため静岡県警・消防本部・保健所等の関係機関へ提出し情報共有を行います。
- ⑩静岡県警の指導により暴力団等反社会的勢力との関係調査を行います。  
金銭の授受を伴う出店者は代表者ならびに従事者全員分の身分証明書等をご提出下さい。
- ⑪関係機関による調査や書類不備(身分証明書の提出拒否等)によって出店不可になる可能性があります。

#### 7. 飲食物における出店に関して \*違反が確認された場合、次回以降の出店等は認められない場合があります

- ①飲食店営業許可(露店)及び届出対象外営業に該当しない出店者は営業届出のコピーをご提出下さい。
- ②食中毒等の損害を担保するため、飲食露店出店者は原則、損害保険に加入して下さい。
- ③御殿場保健所の指導により、手洗い設備を設置し、営業許可申請時の図面に沿った設備配置を行って下さい。
- ④HACCPに沿った衛生管理計画について提出を求める場合があります。
- ⑤保健所が販売自粛対象としているメニューについては、安全面を考慮し本まつりでは販売出来ません。  
飲食店営業許可や営業届出等で不明な場合は、御殿場保健所 衛生業務課(0550-82-1223)へご確認下さい。

#### 8. 雨天の対応

- ①原則実施しますが、豪雨など危険であると実行委員長が判断した場合には中止致します。  
両日とも15:30に協議を開始し、中止の場合には同報無線や当会X(旧 Twitter)等でお知らせ致します。
- ②小雨等で実施の場合、出店の判断は出店者に委ねます。機材等の故障については出店者の責任でご対応下さい。

問合せ先:御殿場夏まつり歩行者天国実行委員会(御殿場市商工会) TEL:0550-83-8822

# 飲食(露店)や販売行為に関する注意事項

飲食物の提供や、食品・酒類等の販売を行う場合は、御殿場保健所衛生業務課(TEL:83-1223)へ事前にご相談(販売品目や提供方法・許可業種等の確認)をお願い致します。

- ①飲食物の販売行為を希望する場合は、飲食店営業許可(露店)のある方のみ受付致します。  
\*店舗外でビールサーバーにて生ビールを提供したい場合には営業許可が必要です。
- ②御殿場保健所の案内により営業許可不要業種でも届出が必要な場合があるため、届出申請を推奨します。
- ③食品等の販売は、製造販売許可業者が製造し、食品表示ラベル等があるものに限り、製造業の営業許可が必要になります。
- ④御殿場保健所の指導により手洗いが出来る設備を設置するように努めて下さい。  
\*営業許可申請をした際の図面に即した設備配置に努めて下さい。
- ⑤保健所が販売自粛対象としているメニューについては、安全面を考慮し本まつりでは販売出来ません。
- ⑥提出書類は御殿場保健所が内容確認し、当日巡回指導が入る場合がありますのでご了承下さい。
- ⑦出店場所等で営業されている方や、関係法令等を順守し生業とされている方以外の出店をご遠慮下さい。  
\*実行委員会や商店街、支部等が要請した場合や、土地所有者の責任で特別に出店した場合等を除きます。
- ⑧道路使用許可申請(歩道の一部利用)を認めるのは、駅通り・マイロード・宮前の一部のみです。
- ⑨事前説明会へ必ずご出席下さい。説明を受けていない方には提出済証は発行致しません。ご注意下さい。
- ⑩当日、関係機関が巡回するため申請した販売内容・出店場所が一致するようお願い致します。
- ⑪ゴミ箱をお客様から見える位置に必ず設置して下さい。

## 【 飲食店営業(露店)で提供できる食品等の例示 】 <御殿場保健所衛生業務課>

### ①飲食店営業(露店)許可で提供できる食品等

酒類(ビールサーバー提供を含む) \*缶ビール等の酒類の販売は、税務署の小売酒販免許と届出が必要です。  
焼き鳥・きりたんぼ・五平餅・フライ類・じゃがバター・ホットドッグ・焼きそば・揚げ魚肉練製品  
焼饅頭・中華そば類・ミニカステラ・きんつば・揚げあられ・たい焼き・クレープ・イカ焼き

### ②かき氷

製氷製造業で製造し、容器包装された氷に限り、保管は容器包装の基準に適合する容器に限り、

### ③生食用商品

生食用商品は提供できません。(例)生食用鮮魚介類、生寿司、食肉の刺身 等

### ④米飯

米飯については販売のみとします。弁当・丼もの類の調整(盛付行為等含む)は出来ません。  
仕出し屋等固定店舗で調整したものの販売に限り、(仕出しは仕出しの営業許可が必要です)

### ⑤調理

使用水は飲用適合のものに限り、(使用水の保管は容器包装の基準適合する容器に限る)

### ⑥営業許可が不必要な食品(営業届出の提出が必要な場合があります)

甘酒・焼き芋・焼きとうもろこし・ゆで栗・甘栗・炒り豆・ポップコーン・爆弾あられ・飴細工  
りんご飴・べっこう飴・いちご飴・ニッキ・ほおずき・チョコバナナ・七味唐辛子・ハッカパイプ

★あくまで例になりますので、詳細については御殿場保健所へ直接お問合せし、必要な手続きをして下さい。

★お問合せ先:静岡県御殿場保健所 衛生業務課 TEL 0550-82-1223

# 歩行者天国届出書の確認者と届出先について

- 届出書には事前に「実施場所の所有者確認印」と「地域責任者の確認印」が必要です。(署名捺印、または記名押印)
- 届出書に記入漏れがないようご確認の上、**必要な申請書類一式を地域責任者へご提出下さい。**
- 届出書は、責任者不在や休業日により対応できない場合がありますので、別紙カレンダーをご確認の上、来訪下さい。**  
責任者の業務に支障のないよう、ご配慮をお願い致します。
- 当日は、実行委員会・警察署・警備員・商工会支部等関係者の指示に従いスムーズなご対応をお願い致します。
- 届出期限は、6月26日(金)**です。

★8月1日(土) 実施地域: 県道沼津小山線 市役所北交差点～杉原交差点 (二枚橋・御殿場)

支部・商店会名	地域	地域責任者(企業名・代表者名)		電話番号
御殿場第五支部長	二枚橋	コミーズオフィス	小宮山毅	090-5510-3324
御殿場第二支部長	御殿場	府川畳店	府川直次	0550-82-1121
東御殿場サービス店会	御殿場	ヘアーサロンこみやま	小宮山富雄	0550-82-2891

★8月2日(日) 実施地域: 県道沼津小山線 湯沢交差点～森之腰(米山モーターズ)交差点 (湯沢・新橋・森之腰)

支部・商店会名	地域	地域責任者(企業名・代表者名)		電話番号
御殿場第一支部長	新橋	オーケーランドリー	勝俣圭司	090-5620-0393
元町通り	新橋	丸茂青果店	太田満	0550-82-0106
本町通り	新橋	永井薬局	永井久雄	0550-82-0027
マイロード	新橋	旬菜割烹なかだ	高杉直史	0550-82-1150(日・祝除く)
駅通り	新橋	石川商店	石川英嗣	090-9139-4340
宮前通り	新橋	小野園	小野盛久	0550-82-0468
軒田通り	新橋	テーエム商会	土屋雅司	090-3850-9017 (平日午後のみ)
原里支部長	森之腰	砂山商店	砂山晃一	090-7956-8863(日除く)
御殿場第三支部長	湯沢	山口屋	山口厚	0550-83-3501

★届出済み証お渡し日(事前説明会開催日程) \*露店・物販・音出し等イベント共通

- 7月21日(火)14:00～ 御殿場地域振興センター 上限50名
- 7月21日(火)19:00～ 御殿場市商工会館
- 7月22日(水)14:00～ 御殿場地域振興センター 上限50名
- 7月23日(木)14:00～ 御殿場地域振興センター 上限50名

\*会場、駐車場の都合により  
第2希望日に出席していただく  
場合もありますのでご了承下さい。

\*①～④のいずれかで必ず説明会へご参加下さい。

**\*私有地以外の道路上の出店は説明会参加後、7/24(金)までに警察へ手続きが必要なため、早めにご参加下さい。**

**\*会場の都合上、人数に上限があるため1事業所1名までのご参加にご協力下さい。**

<各種お問合せ先>

- ①出店全般 ⇒ 御殿場市商工会 商業係
- ②道路使用許可申請 ⇒ 御殿場警察署 交通課
- ③火器器具使用 ⇒ 消防本部 予防課
- ④飲食物の販売行為 ⇒ 保健所 衛生薬務課

# 私有地以外の道路上の出店について（道路使用許可申請）

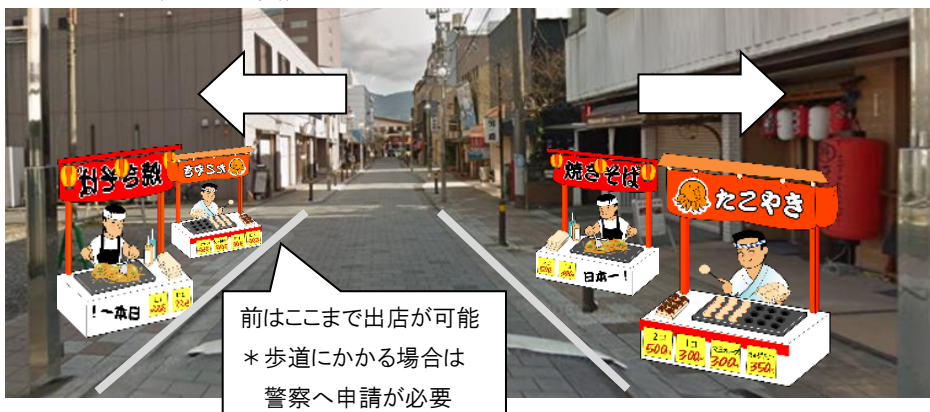
道路使用許可申請につきましては静岡県警に申請が必要です。

詳細は御殿場警察署 交通課 TEL 0550-84-0110へお問合せ下さい。

## 1. 道路使用に関する諸注意

- ①原則は私有地のみ出店可能ですが、**駅通り・マイロード・宮前の一部のみ**道路への出店を認めます。  
その場合、必ず警察への道路使用許可申請が必要です。
- ②**歩道も道路に該当するため**、私有地の境を確認し歩道にかかる場合は必ず道路使用許可を申請して下さい。
- ③**上記に該当しない通りでの出店の場合、店舗敷地内での営業（道路にかからないように）実施して下さい。**
- ④他の業者との出店場所が重なることやその他トラブルを未然に防止するため道路もしくは出店前土地所有者や店舗運営者、居住者に必ず確認を取り、様式1の「7-2」に署名捺印をもらって下さい。
- ⑤その他、トラブルが発生した場合は当事者間で調整していただきます。
- ⑥県道（けやきかん前）は静岡県沼津土木事務所より許可がおりないため使用できません。  
また今年度も、けやきかん前に歩行者天国本部と警備本部を設営します。

## 2. マイロード(イメージ図)



※道路後ろの土地所有者  
または店舗運営者、居住者に  
確認を取り、様式1「7-2」に  
捺印署名をもらって下さい。

## 3. 駅通り(平成29年画像)



※出店前の土地所有者  
または店舗所有者、居住者に  
確認を取り、様式1「7-2」に  
捺印署名をもらって下さい。  
※道路を背にして歩道上に  
出店していただきます。

## 4. 手続き

- ①4回開催する内の1回は必ず出席し、届出済証を受け取って下さい。 \*出席しない場合は届出済証をお渡ししません。
- ②**私有地以外の道路上の出店は説明会終了後に警察へ手続きが必要なため、早めの日程でご参加下さい。**
- ③説明会に参加後、7月24日(金)までに警察署交通課へ行って申請手続きを行って下さい。  
提出書類: 出店場所が分かる地図、露店等配置図、届出済証(写)、印鑑、1申請につき印紙代2,400円
- ④申請がおりて警察署から連絡があるため、道路使用許可書を平日の昼間に取りに行ってください。
- ⑤夏まつり当日に必ず道路使用許可書を持参し、警察署巡回の際に提示して下さい。